3　農場等における措置

⑴　都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

①　血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。

②　家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等から、扁桃、腎臓及び脾臓を検体として採材する。

③　法第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた豚等

イ　採取された精液及び受精卵

ウ　豚等の死体

エ　敷料、飼料、排せつ物等

オ　家畜飼養器具

④　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

⑤　当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

⑵　都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

①　飼養する豚等の過去28日間の移動履歴

②　当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲

ア　獣医師及び家畜人工授精師

イ　家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両

③　堆肥の出荷先

④　精液及び受精卵の出荷先

4　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５の⑴の検査の結果が全て出る前に、動物衛生課に報告する。

⑴　当該農場における畜舎等の配置の把握

⑵　周辺農場における豚等の飼養状況の整理

⑶　豚等のと殺に当たる人員及び資材の確保

⑷　患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

⑸　消毒ポイントの設置場所の決定

⑹　当該農場の所在する市町村及びその関係団体並びに隣接の都道府県への連絡

5　都道府県による家畜保健衛生所での検査

⑴　都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

①　血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

②　抗原検査（ウイルス分離検査、ＰＣＲ検査及び蛍光抗体法）

③　血清抗体検査（エライザ法）

④　血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）

⑵　都道府県は、⑴の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

6　第３の清浄性の維持確認のための調査で豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第３の１から３までの調査等の結果、豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

⑴　第３の１の臨床検査で異状が確認された場合

３から５までの措置を講ずる。

⑵　第３の２の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合

①　エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び⑶において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、３の⑴の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同⑴の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、４の準備を進める。さらに、５の⑴の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の⑵の手続により、必要な検体を動物衛生研究所に送付する。

②　中和試験により陽性が確認された場合

５の⑵の手続により、当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究所に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して３の⑴の③、④及び⑤の措置を行うことを指示し、４の準備を進める。さらに、５の⑴の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の⑵の手続により、必要な検体を動物衛生研究所に送付する。

⑶　第３の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行い、当該豚等の所有者等に対して３の⑴の③、④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の⑴の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の⑵の手続により必要な検体を動物衛生研究所に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。

また、第３の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、⑵の①又は②の措置を実施する。

7　動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、５の⑵の手続により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

8　その他

⑴　都道府県は、２の⑴の臨床検査又は第３の１の臨床検査（６の対応において行うものを含む。）により異状が確認されたにもかかわらず、５の⑴の検査（６の対応において行うものを含む。）の結果、豚コレラウイルスの感染が否定され、第５の判定を行う必要がなくなった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、アフリカ豚コレラの診断のため、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡した豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究所に送付する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、５の⑴の②のウイルス分離検査（６の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

⑵　２から５までの措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第５　病性等の判定

第４の５の⑵の場合又は第４の６の⑴から⑶までの結果、必要な検体が動物衛生研究所に送付された場合（それ以外の場合であって農林水産省が特に必要と認めた場合を含む。）については、次の１及び２により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1　病性の判定方法

農林水産省は、次の⑴又は⑵により病性を判定する。

⑴　異常豚の通報があった場合

第４の２の臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の⑴の検査の結果並びに第４の７の動物衛生研究所が行う遺伝子解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、